

令和 5 年 4 月 12 日

厚生労働大臣 殿

市民の人権擁護の会日本支部
代表世話役 米田 倫康
日本支部長 小倉 謙
東京都新宿区西新宿 7-22-31-711
電話番号 03-4578-7581
E-mail: info@cchrjapan.org

要 望 書

精神医療現場で起きている虐待の根絶のために以下を求める。

記

1、従来の実地指導では精神科病院内における虐待の防止や発見に十分に繋がらなかった事実を踏まえ、無通告の立ち入りを通常にする、あるいは従来の実地指導とは別に虐待の防止や発見を目的とした立ち入り検査を無通告で実施する等、実効性を持たせるレベルまで実地指導を強化すること。

2、こころの健康相談統一ダイヤルのように、内部告発者や虐待目撃者からの通報、患者等からの虐待被害報告を積極的に受け付ける専用の窓口を設け、それを徹底周知すること。

3、精神科クリニックにおける虐待についても、通報制度等の虐待防止措置を設けること。

4、国連の勧告に従い、精神科における強制医療を縮小・撤廃する方針を打ち立て、それに向けた議論を開始すること。特に、違憲性や条約違反が指摘されている医療保護入院制度について早急に見直すこと。

5、主治医という立場を悪用し、常習的に患者に危害を加えるような危険な精神科医について、罰金以上の刑が確定するまで処分を待つのではなく、医師法第7条に基づいて「医師としての品位を損するような行為」を認定し、迅速かつ積極的に処分できるよう医師法の運用を見直すこと。

※患者への危害とは、傷害や暴行、名誉棄損、強制わいせつ等の犯罪行為のみならず、立場が弱く、心身への負担によって病状が悪化しやすい精神科患者に対する性的アプローチや性的搾取等も含める。

6、医事に関する犯罪や不正、患者に対する犯罪で立件された医師が、刑の確定や行政処分の決定までに時間がかかることを利用し、医業を継続してさらなる被害を生み出すのを防止すること。そのために、起訴された時点で医師免許の効力を一時的に停止する等の措置を取れるよう医師法を見直すこと。

要望の理由や背景

前回、精神医療現場で起きている虐待の根絶を求める要望書を2021年10月11日に提出し、その回答をいただいてから約1年半が経過しました。前回要望時には、特に精神科病院における虐待や、強制入院制度の悪用・濫用の実態、地位関係性を悪用した患者への性的虐待・搾取の問題を指摘し、その被害を防ぐよう早急な対応を求めました。しかし、添付資料が示す通り、その被害は一向に絶えず、虐待そのものが深く広く精神医療現場に浸透していることがうかがえます。

2020年に発覚した神出病院事件以降、貴省は精神科病院に対する実地指導を強化し、積極的に虐待の発見や防止に努めるよう都道府県指定都市を指導してきたことと存じています。しかし、その後も深刻な虐待事例が相次いで内部告発から発覚し、従来の実地指導ではほとんど見過ごされていたことが明らかになりました。そもそも虐待が横行するような病院では、実地指導の事前通告を受けて虐待や不正の証拠を隠蔽するため、素の様子を知るには無通告での立ち入り以外に手段はありません。

精神保健福祉法改正によって精神科病院における虐待も通報義務化されたことは歓迎すべきですが、その施行までに内部告発者や虐待目撃者、虐待被害を受けている当事者やその家族等が通報しやすいシステムを構築すべきです。児童相談所虐待対応ダイヤルやこころの健康統一ダイヤルのように連絡先が統一されていた場合、周知も安易になります。また、精神科クリニックでの虐待は依然として通報義務の対象外であることも問題です。クリニックにおいても患者に対する暴力や暴言、性的虐待が絶えない状況を解決するために、通報制度等の虐待防止措置を早急に実現する必要があります。

前回要望時、強制入院制度が濫用されている実態について、貴省で具体的な事例を把握しているか尋ねた際に「把握していない」という回答をいただきました。当会には家庭内トラブルから強制入院、特に医療保護入院が悪用された被害事例がいくつも報告されていたため、その回答に衝撃を受けました。そこで、当会はそのような被害を事実として認定していただくため、被害者を支援して報徳会宇都宮病院に対する民事訴訟を起こしました。

この1年半の間にも、不当な医療保護入院を巡る民事訴訟や刑事告訴が複数起きています。強制入院自体を違法とした判決も東京地裁で出ています。医療保護入院について検討された貴省検討会において、当初「将来的な廃止も視野に、縮小に向け検討する」としていた方針が、業界団体の圧力によって後退したことが批判された一方、国連の障害者権利委員会からは強制入院の法的規定の廃止を求める勧告が出されています。

精神科病院における虐待が絶えない根本的な理由として、日本の精神医療政策が強制入院に依存する入院中心主義から脱却できていないことが挙げられます。特に、医療保護入院は司法が介在せず、たった一人の指定医の判定に依存する非常に危ういシステムです。昨年12月に成立した改正精神保健福祉法において、医療保護入院の要件が実質的に緩和されており、不当な身柄拘束やそれに伴う虐待の増加が懸念されます。

また、地位関係性を悪用して患者に危害を加える精神科医の存在も明らかになってきました。立場の弱い患者が被害を自覚したり声を上げたりすることは困難であるため、これまで被害が表に出る機会がほとんどありませんでしたが、報道等を通して注意喚起されるようになった結果、少しずつ実態が世間に知られるようになってきました。その一方で、常習的に患者に危害を加えるという、緊急に対応が必要なケースにおいても、速やかな行政処分が困難であるという現実も明らかになりました。

象徴的なのは、過去に二度も医業停止の行政処分を受けながらも医業を継続する中、患者に対して傷害や名誉棄損、わいせつ行為などの危害を加えていたことが発覚し、実刑判決が確定した東京クリニック院長（伊沢純医師）の事例です。医師としての資質を欠いていることが明らかになっても、迅速に医師免許を停止あるいは剥奪する手段が無いため、被害を食い止めることは不可能です。

つい先日も熊本県立こころの医療センターの男性精神科医が、患者にわいせつ行為を働いたことを県の調査で認め、急遽諭旨退職に至ったことが発覚しました。本人が事実を認め、本来は懲戒解雇に相当する内容でありながら、被害者の意向で刑事告発されることなく終わりました。その他にも、強制わいせつ事件を何度も起こし、本人も事実を認めながらも示談等によって刑事裁判を回避することで、行政処分を回避して診療を続けている精神科医も存在しています。

主に「罰金以上の刑に処せられた者」に限定して医師法に基づく行政処分を下している現状では、これらの精神科医が処分されず、さらなる被害者を生み出しかねません。医師法第7条では「医師としての品位を損するような行為」も処分の対象となることが明記されているため、それを明確に定義して積極的に運用すれば、この種の問題も解決できます。

また、当会は主治医の精神科医によって性的に弄ばれ、懲罰的な断薬などで苦しめられた挙句に自死した遺族らを支え、地位・関係性に乗じて患者に性的アプローチをかける精神科医の存在を知らしめ、早急な処分や制度改正を度々貴省に求めてきました。先週、そのような要望を厚生労働記者クラブに投げ込んだり記者会見を開いたりしたことが名誉棄損として当該精神科医から遺族らと共に訴えられました（先だった名誉棄損での刑事告訴は不起訴）。驚くべきことに、訴状では原告が亡女性患者に対して「異性関係を意識させるような内容のメールを送信し始め」「性行為に及んだ」ことを事実と認め、さらにはそのメールやり取りすべてを証拠として提出してきました。患者に性的アプローチをかけて性的関係を持ち、症状を悪化させたことについて何ら悪びれない態度を示しています。別件民事事件でも別の女性患者と性的関係を持ったことについて問題ないと証言しているこの精神科医は、加害者としての認識が無いゆえに自己抑止も反省もできないため、早急な対応が必要です。

国民のメンタルヘルスを守るためには、これらの問題を解決することが最優先となります。よって、ここに要望書を提出する次第です。何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

精神医療現場における犯罪・人権侵害・不祥事（2021年以降）

市民の人権擁護の会日本支部まとめ

●暴力・虐待

2021年5月28日、東北福祉大せんだんホスピタル（仙台市）において、男性看護師が入院患者に不適切な行動制限をする事案があったことが発覚し、仙台市が精神保健福祉法に基づき改善を求める文書を病院側に通知した。

2021年9月1日、神出病院（神戸市）において、同年5月20日に元男性看護師が患者を暴行し軽傷を負わせた件で、神戸西警察署は元男性看護師を書類送検した。

2022年3月29日、阪本病院（大阪府東大阪市）において、認知症患者に対する性的虐待等が発覚し、大阪府が前年に同病院に対する立ち入り調査や改善命令を出していたことが明らかになった。15人の職員が関与していた。

2022年12月21日、ふれあい沼津ホスピタル（静岡県沼津市）において、看護師ら2人が入院患者を殴ったり、車いすごと転倒させたりするなどの暴力をふるっていたことが発覚し、病院側が謝罪会見を開いた。県に報告しなかったことについて「法律に届け出の義務はなく、県に報告しなかった」と釈明した。

2022年12月27日、ふれあい沼津ホスピタルと同じグループが運営するふれあい南伊豆ホスピタル（静岡県南伊豆市）においても、准看護師や介護福祉士など4人が患者の口に粘着テープを貼ったり足を踏んだりするなどの虐待行為を行ったとして、懲戒処分を受けていたことが発覚した。

2023年2月14日、滝山病院（東京都八王子市）において、職員による入院患者に対する虐待が発覚し、警視庁が暴行容疑で看護師を逮捕した。翌日に同病院を家宅捜索した。

2023年2月27日、患者に対する傷害と名誉毀損に問われた東京クリニック（新宿区歌舞伎町）院長に対し、東京地裁は2年4月の実刑判決を言い渡した（その後確定）。2022年3月以降、同院長は女性患者に対する強制性交等や別の女性患者に対する準強制わいせつの疑いでも逮捕されていたが、それらは処分保留とされた。

●不当な身体拘束・強制入院・隔離

2021年10月19日、ときわ病院（石川県）で2016年、入院中の男性患者が死亡したのは違法な身体拘束が原因だとして、両親が病院側に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第3小法廷は病院側の上告を受理しない決定をし、病院側に約3500万円の支払いを命じた二審名古屋高裁金沢支部判決が確定した。

2022年2月8日、認知症ではないのに強制入院させられたとして、富山市在住の男性が報徳会宇都宮病院（栃木県）の運営法人と担当医師らに対し約1470万円の損害賠償を求める

訴訟を宇都宮地裁に起こした。男性は、富山市内の勤務先から強制的に同病院まで民間救急で連行され、認知機能検査を受けずに老人性認知症妄想型と診断され、医療保護入院となった。入院を同意した家族と金銭トラブルがあったことを男性は訴えていたが妄想扱いされていた。入院後の検査では認知症は認められなかったが、退院は 37 日間認められず、向精神薬の服薬も強制されていた。

2022 年 2 月 18 日、七生病院（東京・日野市）に入院していた女性が、院内で新型コロナウイルスに感染した際、治療を受けられないまま外から施錠された劣悪な環境の部屋に 10 日間閉じ込められたとして、院長らに対し 550 万円の賠償を求める訴えを東京地方裁判所立川支部に起こした。部屋には陽性患者 6 人がいて、排せつは部屋の中央に置かれた簡易トイレで行うなど、劣悪な環境で精神的損害を受けたとしている。さらには、病状が安定したにもかかわらず適切な退院支援を受けられずに 4 年以上の入院生活を強いられたことも併せて訴えた。

2022 年 3 月 17 日、東京都内にある大学付属の精神科病院に入院していた男性（当時 40 歳）が死亡したのは、不適切な身体拘束が原因だとして、男性の両親が病院を経営する大学に対して約 8600 万円の損害賠償を求める裁判を東京地裁に起こした。

2022 年 11 月 16 日、不当に強制入院や身体拘束されたとして、成仁病院（東京都足立区）の運営法人を訴えた件で、東京地裁は病院側に 308 万円の支払いを命じた。精神保健指定医の資格を持たない医師が入院の診察をしていたとして、入院やその後の拘束が違法だと認定された。さらには「(原告に) 精神障害があったとは認められない」とされた。

2023 年 1 月 17 日、当時 13 歳だった男性が、本人の同意なく医療保護入院措置で強制入院させられたことは違憲・違法だなどとして、児相を設置する東京都や母親などを相手取り、損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。被告は都のほか、入院措置をおこなった都内の多摩あおば病院、男性を診断した指定医 2 人、および入院措置に同意した母親が含まれている。

●性的虐待

2021 年 1 月 29 日、厚生労働省は医師の行政処分を発表し、診療報酬を不正請求して詐欺罪が確定していた精神科医に対する医業停止 3 年の処分を決定した。主治医の立場を悪用し、複数の患者と性的関係を持った行為（※うち 2 人は自殺）について、遺族らが医師免許剥奪を求めていたが、その点は行政処分に考慮、反映されなかった。

2021 年 2 月 18 日、診察中の 20 代女性患者に無理やりキスをしたとして強制わいせつに問われた精神科医に対する控訴審判決公判が高松高裁で開かれ、懲役 1 年 6 月、執行猶予 4 年の判決が言い渡された。

2021 年 9 月 22 日、患者である女子中学生にわいせつ行為をした疑いで児童福祉法違反に問われていた、産業医科大学病院で思春期外来の医長を務めていた児童精神科医に対し、福岡

地裁小倉支部は懲役3年、執行猶予4年を言い渡した。

2023年3月31日、患者に診察室でわいせつ行為をしたなどとして、熊本県は県立こころの医療センター（熊本市）に勤務する男性精神科医（課長級の県職員）を同日付で諭旨免職処分としたと発表した。県の調査に対し、同精神科医は担当していた女性患者にわいせつな発言などをしたほか、診察室でわいせつな行為を行った事実を認めた。県は、事案については処分としてもっとも重い懲戒免職相当と判断した上ですみやかに対応するため諭旨免職とした。

●詐欺・不正請求

2021年2月12日、診療報酬を不正請求したとして詐欺の疑いに問われていた長柄メンタルクリニック（千葉県）院長に対し、千葉地裁は懲役2年6月、執行猶予4年を言い渡した。

2021年12月24日、診療報酬の不正請求で有罪が確定し、医師免許停止3年の行政処分が下っていた、鹿児島県内で精神科クリニック院長を務めていた精神科医に対し、関東信越厚生局は保険医登録取消の行政処分を下した。

2022年1月27日、厚生労働省は十河潤医師（日本精神神経学会指導医・専門医、日本小児精神神経学会認定医、精神保健指定医・判定医）に対し、医業停止9月の行政処分を決定した。十河医師は自身の離婚調停に当たり、診断書を偽造して提出した件で有罪判決を受けた上、院長を務めていた精神科クリニック（福本認知脳神経内科：兵庫県）における不正請求で行政処分を受けていた。

2022年1月27日、厚生労働省は精神科クリニック（清水診療所：京都府）院長であった清水光明医師に対し、医業停止3年の行政処分を決定した。清水医師は訪問看護療養費の不正請求や、男性患者の個人情報を使用して同男性患者名義で住民基本台帳カードや口座、パスポートを不正に取得し、悪用した件で有罪判決を受けていた。

2022年9月16日、近畿厚生局はほりうちこうりえんクリニック（大阪府寝屋川市）元院長である堀内利生医師の保険医登録を取り消す行政処分を決定した。堀内医師は、架空請求などの不正請求をしていたことを認めていた。

2023年2月16日、関東信越厚生局は、都内の精神科クリニック（クリニックドクターメンタル）の保険医療機関の取消と、田中宗親院長の保険医の登録の取消を発表した。監査によって少なくとも137件、2,562,797円の不正請求が発覚している。

●その他精神科医による不祥事

2022年11月29日、島根大学は、同学保健管理センター元専任教員で、同大学精神医学講座に在籍していた医師が、医師法に定める診療録を作成していない、向精神薬の管理を適切に行っていない、自身に向精神薬を処方しカルテに記載していない等の不適切な行為を約10年前から行っていたことを公表した。

東京クリニック院長伊沢純医師の問題行動

●患者に対する暴力事件（有罪確定、行政処分）

2006年、診察室で女性患者に暴力をふるって逮捕され、その後傷害罪で有罪確定。2007年8月に医業停止2年の行政処分

●医師法違反（有罪確定、行政処分）

2007年11月、リタリンの不適切処方（医師法違反）の疑いで家宅捜索。2008年6月に書類送検。2012年1月上告棄却で罰金刑確定。2014年10月に医業停止3月の行政処分

●元患者に対するストーカー行為と脅迫行為（不起訴）

2008年12月1日、元患者である交際相手に対するストーカー行為と脅迫行為により、ストーカー規制法違反と脅迫容疑で警視庁に逮捕された。不起訴になったため、行政処分には反映されなかった。

●覚醒剤取締法違反（逮捕、処分保留）

2022年3月7日、家宅捜索の際に覚醒剤が自宅から見つかり、所持していた疑いで逮捕。その後処分保留。

●元患者の交際相手に対する傷害罪（起訴、有罪確定）

2022年3月28日、元患者である交際相手に対して暴行した疑いで逮捕。その後起訴、有罪。

●患者に対する準強制わいせつ（逮捕、処分保留）

2022年4月21日、立場を悪用して診察中の女性患者にわいせつ行為をした疑いで逮捕。その後処分保留

●元患者に対する名誉毀損（起訴、有罪確定）

2022年5月16日、元患者の虚偽情報などを元患者の親族の勤務先に伝えた疑いで逮捕。その後有罪確定。

●患者に対する強制わいせつ未遂（逮捕、処分保留）

2022年6月15日、女性患者にわいせつな行為をしようとしたとして、強制わいせつ未遂容疑で逮捕。その後処分保留

●患者に対する強制性交等（逮捕、処分保留）

2022年7月7日、20代の女性患者にわいせつな行為をした疑いで逮捕。その後処分保留

※過去に二度医業停止の行政処分を受け、その後も常習的に患者に危害を加えるような精神科医に対し、迅速に医師免許を停止あるいは剥奪でもしない限り、被害を食い止めることは不可能である。